



# 秋田県公報

## 目次

ページ

告示	1
字の名称の変更(八八四・市町村課)……………	1
県議会臨時会の招集(八八五・財政課)……………	2

## 告 示

秋田県告示第八百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、秋田市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、平成十七年一月十一日から効力を生ずる。

平成十六年十一月八日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の名称	変更後の字の名称
赤平	河辺赤平
岩見	河辺岩見
大沢	河辺大沢
大張野	河辺大張野

女米木	雄和女米木
繫	雄和繫
左手子	雄和左手子
向野	雄和向野
新波	雄和新波
神ヶ村	雄和神ヶ村
碓田	雄和碓田
萱ヶ沢	雄和萱ヶ沢
和田	河辺和田
諸井	河辺諸井
松測	河辺松測
畑谷	河辺畑谷
豊成	河辺豊成
戸島	河辺戸島
高岡	河辺高岡
神内	河辺神内
三内	河辺三内
北野田高屋	河辺北野田高屋

戸賀沢	雄和戸賀沢
相川	雄和相川
種沢	雄和種沢
平尾鳥	雄和平尾鳥
妙法	雄和妙法
石田	雄和石田
平沢	雄和平沢
下黒瀬	雄和下黒瀬
椿川	雄和椿川
田草川	雄和田草川
芝野新田	雄和芝野新田

秋田県告示第八百八十五号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第三項の規定により、平成十六年十一月十五日に、秋田県議会臨時会を秋田市に招集し、同条第四項の規定に基づき、付議すべき事件を次のとおり告示する。

平成十六年十一月八日

- 秋田県知事 寺田典城
- 一 平成十六年度秋田県一般会計補正予算（第四号）
  - 二 交通事故に係る和解について
  - 三 交通事故に係る和解について
  - 四 交通事故に係る和解について

- 五 交通事故に係る和解について
- 六 交通事故に係る和解について
- 七 平成十五年度秋田県歳入歳出決算の認定について
- 八 平成十五年度秋田県一般会計の継続費の精算報告
- 九 公平委員会の事務の受託についての専決処分報告
- 十 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十一 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十二 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十三 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十四 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十五 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十六 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十七 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十八 県営松崎住宅集会所床落下事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十九 物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 二十 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 二十一 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 二十二 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

発行者 秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

印刷者

秋田県松原印刷株式会社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話 0862-876683 FAX 0862-876683  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp

